

令和7年 第9回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 ー 令和7年8月20日（水） 午後2時00分～午後3時00分
場 所 ー 高層館12階 選挙管理委員会
出席者 ー （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、清瀬係長、
菊川係長、澤埜事務職員

（大毛委員長）

ただいまより、第9回選挙管理委員会を開催いたします。本日の案件は3つあります。案件1は、公職選挙法等改正に関する要望についてです。案件2は、参議院議員通常選挙の北区庁外期日前投票所運営にかかる報告についてです。案件3は、その他となっております。それでは案件1のご報告をお願いします。

（清瀬係長）

案件1の報告をします。9月4日、5日に大阪市において「指定都市選挙管理委員会連合会 主管課長・係長研究会議」が開催されます。その中で議論いたします「公職選挙法等改正に関する要望」について、説明させていただきます。

こちらの案件は、2年に1度、総務省や国会議員に対し、連合会が実施しております公職選挙法等の改正要望に関するものでございます。

令和6年度に、前回の要望行動を行ってございまして、令和7年度は、令和8年度の要望行動に備えて、内容を精査し、法改正の要望を作成することとなっております。

1ページをご覧ください。令和8年度の要望行動に向けたスケジュール案となっております。

令和7年度春に事務局長会議と通常会議がございました。9月の主管課長・係長研究会議におきまして、各市の要望項目の回答結果をもとに、これまで要望していたものを継続するか、内容を修正するかなど、意見交換を行います。

10月ごろに、ブロック別会議において、要望項目の要望文の整理、新規項目の要望の可否の検討などを行い、各ブロックで検討した項目につきまして、秋に相模原市で開催される主管課長・係長研究会議でとりまとめを行います。

その後、京都市で開催される事務局長会議で、主管課長・係長研究会議でのとりまとめ内容の報告を行い、連合会事務局案のとりまとめを行います。

そして、冬に開催される委員長会議と役員会議におきまして、連合会事務局案の説明、要望書文案の確定を行うこととなっております。

令和8年度になりますと、春に名古屋市で開催予定の事務局長会議で要望文案の説明と確認を行った上で、さいたま市で開催予定の通常会議で最終の承認を得まして、要望行動の

実施を予定しております。

続きまして、3ページから12ページまでの「公職選挙法等改正に関する要望書」、13ページから37ページまでの「公職選挙法等改正に関する要望書（総務省に対する要望項目）」について説明いたします。

こちらは、令和6年度の要望書でございます。「公職選挙法等改正に関する要望書」はA要望と呼ばれ、各市に共通する重要事項につき緊急な法改正要望が必要と考え国会議員等に要望するものとなっております。全部で6項目となります。

「公職選挙法等改正に関する要望書（総務省に対する要望項目）」はB要望と呼ばれ、各市の実務経験と現在の社会状況を鑑みて、切実な問題として総務省を始めとする関係省庁に法令等の改正を含め、改善を要望するものとなっております。全部で27項目となっております。

これら令和6年度に要望したもののうち、令和8年度の要望においても継続して要望するもの、要望内容に修正を加えるもの、要望から削除するもの、また、新規の要望の追加といったことを9月の主管課長・係長研究会議で意見交換をいたします。

堺市選管事務局としては、令和6年度の要望内容について、令和8年度も引き続き、継続して要望と考えております。

その要望内容について、令和6年度の要望書をもとに説明いたします。

3ページからの「公職選挙法等改正に関する要望書」をご覧ください。こちらは6項目ございます。

6ページ「1. 執行経費の基準改正」についてです。

国会議員の選挙等の執行経費の算出基準その他を選挙の執行に係る実情に即するよう、改められたいというものです。

理由としましては、物価や最低賃金の変動を踏まえて増加している労務賃及び嘱託手当と同様、投票所の投票管理者等の費用弁償額も適宜見直す必要があり、また、労務単価等の高騰により選挙公報配布やポスター掲示場設置等の委託経費も増大しており、実情に即して経費の算出基準を適宜見直す必要があるためです。

7ページ「2. 衆議院小選挙区における分割市（指定都市にあっては分割区）の解消」についてです。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区が同一の行政区内において複数の選挙区にわたる、いわゆる分割市が解消されるよう、改められたいというものです。

理由としましては、市議会議員及び県議会議員の選挙区についても行政区が単位とされ

ていることから、分割区は、選挙人に混乱を招くとともに、ひいては、政治への無関心や投票率の低下にもつながりかねないものであり、また、投開票事務を複雑化し、効率化を阻害する要因であると言わざるを得ないためです。

8 ページ「3. インターネット投票の導入」についてです。

当日投票所や期日前投票所について、インターネットによる投票も可能となるように、議論を進められたいというものです。

理由としましては、若年層に対する選挙啓発、移動が困難な高齢者などに対する投票環境向上、投票率向上のためには、インターネット投票の制度化は極めて有効だと考えられるためです。ただし、インターネット投票については、メリットだけでなく、投票の強要、なりすましによる投票、システムの安定的な運用などの課題もあることから、安全で確実な制度設計となるように、国会議員のみなさまに、さらなる議論を進めていただきたいため、要望するものです。

9 ページ「4. 障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正」についてです。

障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使に係る次の事項について、法令の改正を含め、検討されたいというものです。

1 つ目、郵便等による不在者投票について、適用対象者の範囲の拡大を図るとともに、点字投票が可能となるよう、改められたい。

2 つ目、視聴覚障害者が候補者の政見等を知る機会を確保するよう、改められたい。

また、必要な経費について執行経費の算出基準を定められたい。

理由としましては、障害者、重度の在宅療養者、在宅高齢者の投票機会の拡充について、近年では要望が多数寄せられており、例えば、現在の制度のままだと、障害の程度が3級4級に該当する者は自力歩行が不可能な方であっても郵便等による不在者投票の適用対象者にならないので、対象者の拡充が必要であると考えられるためです。

10 ページ「5. 地方公共団体の議会の議員の便乗による再選挙及び補欠選挙を行うべき事由が生ずる場合並びに「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」による統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について当該選挙を統一選挙として行うこととする事由が生ずる場合の法定期限の変更」についてです。

理由としましては、現行公職選挙法の規定では、便乗による再選挙又は補欠選挙を行うことを決定してから当該選挙の告示の日までの期間が短いなど、これらの選挙の準備に要する期間としては短いため、被選挙権の行使の保障の面からも、選挙の管理執行の面からも、支障を来すおそれがあるためです。

11 ページ「6. 選挙公報の配布義務の緩和」についてです。

選挙公報の配布義務の規定を、補完措置を講ずることにより、努力規定に改められたい。あわせて、有権者への配布物に選挙公報を掲載したホームページの二次元コードを表示することを、選挙公報の配布方法のひとつとして認められたいというものです。

選挙公報は公示日以降に印刷を開始し、投票日の2日前までに配布という非常に短期間での全世帯への配布が義務づけられていますが、現在、新聞を含めたポスティング需要の低下などにより、業者の人員不足が顕著となっており、選挙公報を各世帯へ直接完全配布することは事実上困難になっています。また、非常に短期間での配布が必要であることから、全世帯への郵便による送付も事実上困難です。

選挙公報については、期日前投票の利用割合が増加していることもあり、ホームページへの掲載など、有権者が投票前に閲覧できるように様々な補完措置を講じていることから、各世帯への直接完全配布は、努力規定に改正していただきたいと考えています。

また、あわせて、国のデジタル化政策やペーパーレス化の進展を踏まえ、紙での選挙公報の配布のほかに、公示日前に全世帯に郵送する投票所入場整理券などに選挙公報を掲載するホームページの二次元コードを表示しておくことを、選挙公報の全世帯配布方法のひとつとして認めていただきたいというものです。

13 ページからの「公職選挙法等改正に関する要望書（総務省に対する要望項目）」をご覧ください。

こちらは27項目ございますが、主に実務における改正要望（添付書類の緩和、現行行っている手続の明文化、事務の軽減など）となっておりますので、抜粋して説明させていただきます。

20 ページ「4. 選挙に従事する特別職に属する地方公務員の守秘義務」についてです。

地方公務員法第4条第1項では「この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員に適用する。」とされており、第2項では、「この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。」とされています。

投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人などの選挙に携わる者については、選挙人の投票行動や候補者等の選挙権及び被選挙権に関する情報を知り得る立場にあるにも関わらず、特別職に属する地方公務員であることから、同法第34条に規定する「秘密を守る義務」が適用されていない状況です。

しかし、その職責を踏まえると、職務上知り得た秘密を守る義務を、公職選挙法等他の法令で規定する必要があると考えますので、要望するものです。

24 ページ「10. 当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に

係る住所の記載の変更」についてです。

プライバシー保護の観点などから、立候補者の告示においては、住所の記載は「選挙区の大きさ等に応じて、住所の市区町村まで又は町までとするなど、地域の実情を勘案して判断する」との通知が出ています。

このことを踏まえて、当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所についても同様に、選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町までとするなど、地域の実情を勘案して判断すれば足りると考えるため、改正を要望するものです。

27ページ「13. ポスター掲示場設置基準の緩和」についてです。

ポスター掲示場の設置基準は、投票区の面積と選挙人名簿登録者数を指標として、設置数が決定されます。近年、高層マンションが増えるなどにより人口密度が高くなる都心部においては、設置数が増加する傾向がありますが、設置できる場所が少ないため、近接した場所にポスター掲示場を設置せざるを得ないという状況となっています。

また、物価の高騰による設置費用の高騰、事業者の減少により、事業者の確保も困難となっています。

一方で、インターネット選挙運動の解禁や、選挙公報のホームページへの掲載などにより、ポスター掲示場以外にも、選挙人が候補者に関する情報に触れる機会は、従前に比して増加していることから、設置基準を緩和しても支障がないと考えられるため、改正を要望するものです。

34ページ「23. 直接請求に係る署名審査期間の延長」についてです。

直接請求は、これまでの例によれば告示された法定署名数を大幅に超えた署名簿が提出されるのが実状ですが、署名の効力に係る審査期間は20日という短期間であるため審査等の対応に困難を来しており、審査期間を延長する必要があるというものです。

実際、令和4年6月に、IR誘致の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求がございましたが、このときは、7月に参院選も控えており、選挙の準備と並行して、短期間で2万件以上の署名の審査を行う必要があり、大変苦労しました。このことから、この要望は継続と考えております。

要望内容についての説明は、以上となります。

(大毛委員長)

何か質問はありませんか。

(裏山委員)

スケジュールを教えてください。

(小須田局長)

法改正要望スケジュールにある通り、来月にある主管課長・係長研究会議で今回の項目を議論し、秋に局長会議があり、その後に委員長会議においても議論します。

(清瀬係長)

9月4、5日の大阪市である主管課長・係長研究会議とブロック会議の間に委員会があります。主管課長・係長研究会議で新たな新規要望が上がってくる可能性があるため、次回委員会で堺市としてその要望について○か×かを決めていきます。

(西委員)

要望2についてですが、堺市の美原区に該当することですか。

(新家次長)

分割市、政令市でいう分割区とは、例えば堺区の中で、2つの選挙区があるということです。つまり、他の市と同じ選挙区である美原区は、分割市には該当しません。

政令市では札幌市と福岡市の一部にそういうところがあります。同じ区の中に異なる選挙区が存在する場合は、事務がかなり煩雑になるため、解消してほしいという要望は最もだと思われます。

(裏山委員)

堺市が行政の単位ではないんですね。

(新家次長)

区単位になります。

(裏山委員)

堺市の美原区が他市と同じ選挙区になっているが、このようなことは堺市の分断を認めるような制度になっているとも考えられるため、腑に落ちません。

(新家次長)

行政区のある政令市側ではそのように考えられます。

ただ、国側の考えでは、1票の格差を解消しなければならないので、今のような状況となっています。

(裏山委員)

参議院議員通常選挙の時に鳥取と島根は合区になっている。強く反対の人も多くいるので、この制度に関しても普通に考えるとおかしいなと思います。

(池西委員)

要望 3 のインターネット投票について、実際に実現すると膨大な手間や法律の改正も相当なものになると思われますが、何年も要望が続いているので、国の考え方としてどこまで本気度があるのでしょうか。他にも選挙公報やポスター掲示版のデジタル化なども関連していくと思われます。

(新家次長)

インターネット投票は昔から言われており、国自体もその方向性に向かおうとはしていますが、顔認証問題であるなど本人のなりすましを防ぐセキュリティの向上や、全市町村が整備を行うとなると膨大な費用がかかるなどの問題があり、難しいし、恐らくできないと思われま。ただし、我々としては、時代に合っていないとの声を上げ続けなければ国は動かない。そういう意味で継続して要望を上げることは大切だと思っています。

(池西委員)

投票も開票もやり方は昔と全く変わっていないが、手間やお金はどんどんかかってきている。正確な投票、開票を迅速にやっていくためにはデジタル化は避けて通れないと思います。だから、そのための工夫など国が腰を上げるきっかけみたいなものが必要だと思うので、要望を継続していくことは大事だと思います。

(大毛委員長)

近年、インターネットがある程度進んでいる中でも、なりすましの犯罪は多く発生している。犯罪が起こる度にインターネット投票は難しいなと考えます。しかし、インターネットがなければ暮らしにくい世の中ですので、なりすましなどの犯罪をどのように防止するかを徹底できればインターネット投票に移行できると思われま。

(大毛委員長)

衆議院や参議院などの国政選挙の費用は全て国が支出してくれるということですか。

(小須田局長)

全てではありません。国も負担が増えてきていることもあり、市が負担すべきルールができました。

(新家次長)

大まかにはなりますが、今回の参院選で国が負担すると言っている金額が2億8000万円です。実際に支出したのが、3億数千万円なので、4000万円程度が市の負担になってしまうんですが、この差額分を国に支払ってもらうように要望をしていきます。ただし、100%もらえるという保証はないので、市がいくらかは負担する可能性があります。

(大毛委員長)

他に何か質問はありませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件1の報告については、了といたします。

次に、案件2の報告をお願いします。

(花岡主幹)

それでは、参議院議員通常選挙の北区庁外期日前投票所運営についてのご報告をいたします。

40 ページをお開きください。最初に、今回イオンモール堺北花田に期日前投票所を増設した背景、目的についてご説明いたします。

上から順にですが、投票率は全国的に低下傾向で、本市においても同様で、国政・地方選挙ともに投票率が低下しており、特に若年層の投票率が低下しております。

次に、公益財団法人、明るい選挙推進協会のアンケート調査で、投票に行かなかった方に対して、「どういう状況であれば、投票に行こうと思うか」の問いについて、「駅・ショッピングセンター、コンビニなどでも投票ができたなら」を選択する割合が高いという結果が出ておりました。

このことについて、本市としましては、利便性の高い場所への期日前投票所設置が投票率向上に有効と推測いたしました。

そんな中、イオンモール堺北花田より、期日前投票所開設についての申し出がありまして、イオンモール堺北花田のある北区は、市内7区の中でも20歳代及び30歳代の人口が最も多い地域でかつ、集客力の高い商業施設等で、期日前投票所を試行的に開設することは、若年層の投票行動にどのような効果が出るのかを確認することができ、検証に適しているとして、北区のイオンモール堺北花田において、期日前投票所を設置することとなりました。

41 ページにうつります。実施概要です。設置場所は、イオンモール堺北花田の3階イオンホールです。実施期間は、令和7年7月12日(土)～13日(日)、開設時間は、10時か

ら 20 時までです。運営は対応人数は 45 名でした。内訳は、資料に記載のとおりです。

投票ができる対象は、北区の有権者です。42 ページにうつります。こちらの資料から、商業施設における期日前投票所の設置が、どのような結果が出たのか、具体的には、何人イオンモールで投票されたのか、若年層にどのような影響を及ぼしたのか、全体の投票率にどのように影響したのか、利用者からの声はどうであったのかについて、これから 4 ページにわたりご説明申し上げます。まずは期日前投票所における投票者数です。イオンモールでの総投票者数は、2 日間で 6,308 名でした。男性が 2,607 名、女性 3,701 名でした。中央の表は、7 月 12 日、13 日の全区の期日前投票所の利用者数を抜粋したものです。7 月 12 日・13 日の両日、北区においては、期日前投票所を増設したことにより、期間中の投票者数は他の区と比較して多くなりました。

43 ページにうつります。こちらは、期日前投票所利用者における年代別分析です。資料左上の表が、イオンモール堺北花田の実績です。棒グラフの横軸が年代別、縦軸は利用者の割合を示しております。こちらの資料と、右側の上下の棒グラフがあります。右上が、北区役所の期日前投票所設置全期間の状況と下が、全区役所の 12 日、13 日のみを抜粋した状況をお示ししております。この 3 つの棒グラフを比較すると、左上の「イオンモール堺北花田」では、20 代・30 代の投票者の割合が高いという結果でした。

44 ページにうつります。区別の全体の投票率の状況です。直近の過去の選挙と比較して、今回イオンモールに期日前投票所を増設した北区では、全体の投票率が上昇する結果となりました。

45 ページにうつります。投票後の選挙人へアンケート、全 6 問行い、こちらは 2 問抜粋したものを示しております。他 4 問につきましては、A3 横資料をご用意していますので後ほどご覧ください。一つは、左側の「今後もイオンでの期日前投票所があれば、利用したいとおもいますか。」という問いに対して、はいと答えられたかたが 95.9%、わからないが 3%、いいえが 1%でした。続きまして、右側「こちらの投票所の利便性について、どのように感じましたか。」という問いに対して、「とても便利だった」、「便利だった」と答えられた方が多数を占めました。アンケートの自由記載部分で「待つところが暑かった」などの意見もありましたが、設置の継続を望まれる声が多数でした。以上が、商業施設における期日前投票所の設置が、どのような結果が出たのかご報告いたしました。

続きまして、46 ページの運営費用です。総額 1,868,855 円でした。なお、こちらの費用には、職員の人件費は除いております。主な経費としましては、下から 3 つ目委託料が経費の半分を占めました。従事者の人件費、また、受付に使用した期日前投票システムの使い方の研修、設定費用です。

47 ページにうつります。期日前投票所運営の課題です。イオンモール堺北花田においての期日前投票所増設について、どのような課題があったか、今から 6 ページに渡って、ご説明いたします。課題について 4 点です。まずは、混雑対応です。混雑時に順番待ちの列が長くなり、他店舗の入り口をふさいでしまうトラブルが発生しました。このことについて、順

番待ちの列をエリア分けに加え、人員配置の強化等対策を講じました。

次に、暑さ対応です。通路において、スポットクーラーを設置しましたが、効果を及ぼす範囲が限定的でありました。大きめの扇風機を設置する等の対応が必要でした。

3 つ目、運営体制です。こちらについては従事者の業務習熟に課題が見られましたので、理解を深めるための工夫が求められます。職員の負担軽減を図るため、従事者の増員等の見直しが必要と感じました。

最後に、案内表示です。投票所への経路が分かりにくい等の声があり、案内看板増設に加え、視認性や誘導のわかりやすさを考慮した案内方法の改善が必要と考えます。

それでは課題について、詳細に見ていきたいと思えます。48 ページにうつります。

1 つ目の混雑時の対応です。左側のグラフは、時間帯別来場者数を示しておりまして、横軸が時間帯と縦軸が来場者数を示しております。また、色の濃い棒グラフが、初日の人数、薄めの棒グラフが 2 日目の人数です。投票日初日直後から多くの方が来場されまして、受付係、交付係ともに想定を上回る選挙人が集中したため、会場内外に長い列ができるなど、一時的に混雑が発生しました。これに対し、両係の人員を増員し、体制を強化することで、円滑な処理を図りました。従事者に対して、事前に研修は行っていたのですが、実際に選挙人を相手にした受付や、投票用紙を交付するなどは、この日が初めてでして、また想定を上回る選挙人が来られたということで、事務作業が慣れない上に、多くの方が来られたということで、非常に混雑しました。ただ、二日目は、初日より多かったです。長い列ができることはなく、捌くことはできました。それでは、どれほどの順番待ちが発生したかについてです。

49 ページにうつります。下の図は、会場周辺図で、図中央にイオンホールがあります。棒状の図が実際に順番待ちした範囲です。これにより、場外で 4 人を配置し、他のお店に影響が出ないように整理いたしました。ただし、この状況も初日の受付処理の方の事務の体制を強化して、この順番待ちも 2・3 時間で解消いたしました。

50 ページにうつります。次は、投票所内の状況です。さきほど場外の順番待ち状況をみていただきましたが、その列は、図の下「入口」と記載のあるところから続いておりまして、破線の楕円のところを人で埋め尽くすほどの順番待ちになりました。廊下幅としては、人が 4 人ほど並べるくらいの幅です。この順番待ち発生が、入口すぐの受け付け、その後の投票用紙を交付する場所で、事務の不慣れ、人員不足等により混雑が発生しましたが、こちらについても 3、4 時間ほどで解消されました。初日は選挙区用の紙交付がボトルネックになり、かなりの待ち人数が発生しましたが、人員配置の強化等対策を講じました。暑さ対策として通路にスポットクーラーを設置したものの、冷却効果が限定的で、十分な暑熱対策とはなりません。急遽サーキュレーターを追加しましたが、来場者の快適性を確保するには不十分であり、夏の選挙においては、大型扇風機の設置など、より広範囲に効果を及ぼす対応が必要であると感じました。

51 ページ、運営体制です。写真は、実際の会場の様子です。運営体制につきましては、従

事者の業務練度が課題として挙げられます。投票所運営に関する基礎知識の習得はもちろんのこと、特に混雑時の対応においては、的確な判断と柔軟な対応力が求められると感じました。

今後は、こうした課題を解消するため、実践的な研修の充実や、練度を上げる工夫が必要であると考えます。また、区役所の期日前投票所を運営しながら、増設期日前投票所の対応も担う区職員にとっては、業務負担が大きくなりますので、最小限の職員数で対応できるよう、従事者の増員を含めた見直しが必要であると感じました。順番待ちがひどく混雑したのですが、これを柔軟にさばいて、問題なく無事に終えることができたのは、北区の選挙管理委員会職員の手際の良さ、職員スキルの高さがあったからこそでして、期日前投票所の運営ノウハウのある区選管の職員不在では成り立たなかったと見ております。繰り返しになりますが、この日も北区役所の方で、期日前投票所運営していますので、土日 2 日間とはいえ、朝 10 時から夜の 20 時までの労働は、職員の負担がかなり大きかったのも、どうやって最小限の職員数で回すことができるかが、安全かつ円滑な選挙運営のための課題と感じました。

52 ページ、運営上の課題、案内表示です。イオンモール入口の大型モニターや館内のデジタルサイネージ、ポスター、案内看板など複数の手段で投票所への案内を行いました。アンケート結果からは「経路が分かりにくい」との声が寄せられました。案内の量だけでなく、設置場所や表示内容、視認性などに工夫が必要であり、来場者の動線に沿った分かりやすい誘導方法の再検討が求められます。

(大毛委員長)

案件 2 報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(裏山委員)

職員の負担が大きかったと思いますが、北区の選挙管理委員会の人だけで行ったのですか。また、他の区から応援を求めることはなかったのですか。

(花岡主幹)

主に北区の職員で行っていますが、市の選管も手伝っております。他の区からの応援はありませんでした。

(裏山委員)

整理誘導が大変でしたか。

(花岡主幹)

たくさんの方が来られた上に、初めての従事者ばかりで不慣れな状況でした。市の職員の

サポートや事前に研修を行ったりしているのですが、最初に一斉に人が来られたため、順番待ちがかなり発生しました。しかし、職員を配置し、そのボトルネックを解消したこともあり、2日目も来場数が多かったですが、スムーズに人が流れました。

(裏山委員)

要因は、従事者の習熟の問題だったんですね。事前にどのような研修を行ったのですか。

(小須田局長)

投票の手引きなどを渡し、座学にはなりますが、事前に1日の研修を行っていました。

(大毛委員)

私は実際に見に行きました。現場では、こちらの指示に協力してくれない人など、色々な人がいて、一人がトラブルを起こしてしまうと並んでしまう。並んでいる人の中には「暑い」とか「まだか」と急かす人もいて従事者が慌ててしまうなど悪循環になっていました。市の職員の方や受付をやってくれていた業者の方々は大変苦勞されたと思います。投票率が上がったという効果も出ているため、一つの前例となれば良いと思います。

(裏山委員)

北区役所での期日前投票よりイオンモール堺北花田の期日前投票の方が投票数は多い。なので、北区役所の職員を増やすこともできたのではと思います。習熟の問題ということであれば、習熟している人を従事させれば良いのではと思います。

次回も商業施設などで行うなら、今回のケースを分析して、対応して行ってほしい。また、他の区でも大型ショッピングモールからの申し出もあるかもしれない。

投票率が上がったという大きな効果がありましたので、不便であったという声に対して対応をきっちりとしてほしい。

(花岡主幹)

他都市で商業施設で行ったところがあり、その実績から配置数を算定していましたが、想定以上の方が来られたことや、参議院全体としても投票率が上がっていたことより、実際は想定の3倍の方が来場されました。

(西委員)

今回を踏まえて、イオンモール堺北花田側としては、今後の期日前投票所についてはどのように考えているのか。

(小須田局長)

イオンモール堺北花田側としては、社会貢献になったり、来店者数が増加することもあり、好意的に思っています。

(池西委員)

トラブルが出た時の危機管理の対応や人が詰めかけた時に流れをどうさばくかなどの問題があることや、マンパワーやお金も含めて大変だと思いますが、効果があるので、是非前向きに対応して行ってほしいです。

(大毛委員長)

他に質問はありませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件2の報告については、了といたします。

次に、案件3、その他案件について、報告をお願いします。

(新家次長)

その他案件はありません。

(大毛委員長)

その他案件はないとのことですので、これをもちまして、第9回選挙管理委員会を閉会いたします。